

## 留守家庭児童教室 指導員・臨時指導員を募集

市は、小学校の留守家庭児童教室で、小学1～4年生までの児童に生活指導をしていただく指導員と臨時指導員を募集します。教員免許や保育士資格をお持ちでない方も応募できます。

- ◆応募資格／①…教育職員免許または保育士資格を有する人  
②…①の資格はないが、子育てに関心があり熱意のある人
- ◆雇用期間／採用日～9月30日  
※希望者は、平成28年3月31日まで更新可
- ◆勤務時間／午後2時～6時  
(夏休みなどは午前9時～午後6時)

- ◆募集人員／10人程度
- ◆選考方法／書類審査と面接
- ◆時給／①930円 ②820円
- ◆応募方法／履歴書を社会教育スポーツ課(〒503-0888 丸の内2-55 北庁舎3階、☎47-8068)へ



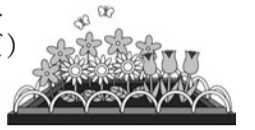
緑豊かなまちづくりを応援  
花や緑をはぐくむ団体・個人を補助

市は、緑豊かなまちを目指し、緑化に取り組む団体・個人に次の補助金を交付します。

申し込みは、都市施設課で配布の申請書に必要事項を記入し、必要書類を添え5月1日から平成28年1月29日までに、同課(東庁舎3階、☎47-8409)へ。

### <花かざり補助金>

- ◆対象／平成28年3月31日までに、市の基準を満たす花壇を新たに設置する団体・個人
- ◆補助額／上限10万円(材料費など)
- ◆募集件数／20件(先着順)



### <生け垣設置補助金>

- ◆対象／平成28年3月31日までに、市の基準を満たす生け垣を新たに設置する団体・個人
- ◆補助額／補助対象事業費の2分の1以内で、上限10万円(材料費など)
- ◆募集件数／5件(先着順)

## 地域創生総合戦略の策定に向けた 「市民アンケート調査」

ご協力をお願いします

市は、人口減少に歯止めをかけ、持続可能なまちづくりを推進するため、地域創生総合戦略の策定に向けたアンケート調査を行います。また、第五次総合計画に掲げた取り組みに対して、市民の皆さんが感じている満足度や重要度などについても把握します。

4月中旬に、無作為に抽出した1,400人に調査票を郵送しますので、皆さんのご協力をお願いします。

詳しくは、地域創生戦略課(☎47-8216)へ。

- \*調査対象／無作為に抽出した市民1,400人
- \*調査内容／持続可能なまちづくりに向けた新たな課題、第五次総合計画の基本施策に対する満足度・重要度など

- \*回答期限／5月8日(金)
- \*回答方法／調査票を、同封されている返信用封筒で返送(切手不要)
- \*備考／無記名によるアンケート方式で、結果は統計的に処理します



## 案内

### 防犯カメラの設置を補助

市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めています。その一環として地域の皆さんが主体となった防犯活動を支援するため、防犯カメラを設置する自治会などに対する補助制度が4月から始まりました。



- \*対象／地区連合自治会または単位自治会
- \*申請台数／1単位自治会区域内に5台まで

\*補助額／対象経費の3分の2以内(1台あたり20万円まで。上限100万円) ※一部区域については対象経費の10分の9以内(1台あたり30万円まで。上限150万円)

\*申込／9月30日までに、生活安全課(☎47-7385)へ

### 農振農用地区域からの除外申請は6月10日まで

平成27年度の農業振興地域内農用地区域からの除外申請は、6月10日(水)が締め切りです。

同区域内で、分家住宅建築などの計画がある人は、お早めに農林課(☎47-8628)でご相談ください。

なお、事前に相談がなかった案件については受け付けできませんので、ご了承ください。

## ごみ収集日の変更

問合せ クリーンセンター(☎89-4124)



収集日	もえるごみ	もえないごみ ペットボトル	プラスチック製 容器包装	資源ごみ (ビン・カン)
5/4 (月・祝)		<b>[収集を休みます]</b> この日が収集日の区域は、5/7(木)に収集します		—
5/5 (火・祝)		<b>[収集を休みます]</b> この日が収集日の区域は、5/8(金)に収集します		—
5/6 (水・振)	—	<b>[通常どおり、収集を行います]</b> 祝休日が水曜日の場合、この日が収集日の区域は、収集します		

## 休診・休館のお知らせ

上石津診療所と子育て交流プラザは、下記の日に臨時休診・休館します。

### 【上石津診療所】

- \*休診日／4月24日(金)
- \*問合せ／同診療所(☎45-2014)へ

### 【子育て交流プラザ】

- \*休館日／5月5日(火・祝)
- \*問合せ／同プラザ(☎77-3818)へ



## 浄化槽の設置に補助 — 着工の前に、申請を —

市は、水質汚濁防止のため、次の要件を満たす浄化槽の設置に対して補助金を交付しています。ただし、工事の着工前に、申請が必要ですので、ご注意ください。

詳しくは、環境衛生課(☎47-8574)へ。

- ◆対象浄化槽／50人槽以下の浄化槽で、所定の機能および保証制度の登録を受けているもの
- ◆対象地区／大垣・墨俣地域は下水道事業計画区域外の地区、上石津地域は下水道供用開始区域外の地区
- ◆対象建物／設置後の維持管理責任が明確な住宅・店舗・事務所など ※建売住宅は除く
- ◆補助限度額／右表のとおり  
※現在、単独浄化槽を使用し

設置人槽	補助限度額
5人槽	33万2,000円
6～7人槽	41万4,000円
8～10人槽	54万8,000円
11～20人槽	93万9,000円
21～30人槽	147万2,000円
31～50人槽	203万7,000円

ており、同一敷地内に浄化槽を入れ替える場合は、撤去費分(上限9万円)を限度額に加算可(建替を除く)

### 取り壊し時の注意事項

- ①浄化槽を取り壊す前に、以下の市の許可業者に依頼し、必ず最終清掃・汲取りを行ってください  
【大垣地域】大垣メンテナンス(株)(☎78-9086)  
【上石津地域】<牧田・一之瀬地区>養清興業(株)(☎32-0586) <多良・時地区>中央清掃(株)垂井営業所(☎22-0852)  
【墨俣地域】中央清掃(株)墨俣営業所(☎62-5266)
- ②取り壊しを行う業者には、①の最終清掃・汲み取りの日程を連絡するなどし、作業を進めてください
- ③取り壊しが完了するまでは、定期的に維持管理(法定検査、保守点検、清掃)を行ってください